リア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、ラトビア、リトアニア、ロシア（トゥーラ州及びブリャンスク州に限る。）、アメリカ合衆国（アメリカ大陸の部分、ハワイ諸島及びグァム島に限る。）、カナダ、アルゼンチン、コスタリカ、コロンビア、チリ、ブラジル、ペルー、オーストラリア、ニュー・カレドニア及びニュージーランド以外の地域	（略）	（略）

（指定検疫物）

第四十五条　法第三十七条第一項の指定検疫物は、次の各号に掲げる物（製造工程その他の状況を勘案して監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの及び農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従い輸出されるものを除く。）とする。

一　次に掲げる動物及びその死体

イ　（略）

ロ　鶏、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類（以下「かも類」という。）

ハ～ホ　（略）

二　鶏、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも類の卵

リア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、ラトビア、リトアニア、ロシア（トゥーラ州及びブリャンスク州に限る。）、アメリカ合衆国（アメリカ大陸の部分、ハワイ諸島及びグァム島に限る。）、カナダ、アルゼンチン、コスタリカ、コロンビア、チリ、ブラジル、ペルー、オーストラリア、ニュー・カレドニア及びニュージーランド以外の地域	（略）	（略）

（指定検疫物）

第四十五条　法第三十七条第一項の指定検疫物は、次の各号に掲げる物（製造工程その他の状況を勘案して監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの及び農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従い輸出されるものを除く。）とする。

一　次に掲げる動物及びその死体

イ　（略）

ロ　鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類（以下「かも類」という。）

ハ～ホ　（略）

二　鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも類の卵

法規的告示

○総務省告示第二百四十一号

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第十二条第二項、第十三条第二項及び第三項第二号、第十三条の六第三項第一号ニ、第十四条第二項第三号及び第三項、第十五条第二項第二号及び第三項、第十六条第二項第二号及び第三項、第二十八条の五第二項第五号イ並びに第二十八条の二十八本文の規定に基づき、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年自治省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月二十九日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（製造所等の保安距離の特例に係る要件） **第二条の三**　規則第十二条第二項及び第十三条の六第三項第一号ニの告示で定める要件は、次のとおりとする。 ［一・二　略］ （製造所及び一般取扱所の空地の特例に係る要件） **第二条の四**　規則第十三条第二項及び第三項第二号（規則第十三条の六第三項第二号においてこれらの規定の例による場合を含む。）の告示で定める要件は、次のとおりとする。 ［一・二　略］	（製造所等の保安距離の特例に係る要件） **第二条の三**　規則第十二条第二項の告示で定める要件は、次のとおりとする。 ［一・二　同上］ （製造所及び一般取扱所の空地の特例に係る要件） **第二条の四**　規則第十三条第二項及び第三項第二号の告示で定める要件は、次のとおりとする。 ［一・二　同上］